

令和2年9月定例会

# 県土整備委員会説明資料

危機管理環境部

# 目 次

## I 提 出 予 定 案 件

### 1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算 . . . . . 1

ア 総括表 . . . . . 1

イ 課別主要事項説明 . . . . . 2

### 2 その他議案等

(1) 条例案 . . . . . 4

I 提出案件

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳								
				特 定 財 源								一 般 財 源
				国支出金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	寄 付 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債	
危機管理政策課	4,963,100	0	4,963,100	( 1,183,380 ) 2,700,380			1,059		300	2,350		( △1,183,380 ) 2,259,011
とくしまゼロ 作 戦 課	783,749	20,000	803,749	( 20,000 ) 93,058		1,651	5,048		540	254,237	249,000	200,215
消 防 保 安 課	348,438	0	348,438	14,000		19,794					88,000	226,644
環 境 首 都 課	658,541	0	658,541	155,020		8,385	6,992		109,009	134,140	33,000	211,995
環 境 指 導 課	172,279	0	172,279	18,410		26,606			60,306			66,957
環 境 管 理 課	213,285	0	213,285	11,806		1,544			51,042	24,000		124,893
消 費 者 政 策 課	310,399	0	310,399	89,030		103	3,476		28,445			189,345
安 全 衛 生 課	984,834	80,500	1,065,334	499,775		119,374		1,250	6,030	7,000		( 80,500 ) 431,905
計	8,434,625	100,500	8,535,125	( 1,203,380 ) 3,581,479		177,457	16,575	1,250	255,672	421,727	370,000	( △1,102,880 ) 3,710,965

注： ( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

とくしまゼロ作戦課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
財 政 管 理 費	3,941	0	3,941	
諸 費	558	0	558	
防 災 総 務 費	720,227	20,000	740,227	① 防災対策指導費 (20,000) ア ④ プッシュ型支援強化推進事業 20,000
社会福祉総務費	59,023	0	59,023	
とくしまゼロ作戦課 合 計	783,749	20,000	803,749	

安全衛生課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	8,500	0	8,500	
予 防 費	186,395	0	186,395	
食 品 衛 生 指 導 費	281,337	0	281,337	
環 境 衛 生 指 導 費	508,602	80,500	589,102	① 生活衛生指導助成費 (80,000) ア 生活衛生関係営業継続応援事業 80,000 ② 令和2年7月豪雨救援対策費 (500) ア 令和2年7月豪雨被災者受入支援事業 500
安全衛生課合計	984,834	80,500	1,065,334	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ア 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

##### (ア) 改正の理由

食品衛生法の一部が改正され、営業の施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

##### (イ) 改正の概要

- 1 営業の施設に関する基準は、厚生労働省令で定める基準の例によることとする。
- 2 その他所要の整理を行うこととする。

##### (ウ) 施行期日

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

イ 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（ア）改正の理由

食品衛生法の一部が改正され、食品の製造又は加工に係る営業の届出の制度が創設されたこと等に鑑み、  
所要の改正を行う必要がある。

（イ）改正の概要

- 1 特定食品製造事業者の範囲を改めることとする。
- 2 その他所要の改正を行うこととする。

（ウ）施行期日

この条例は、令和三年六月一日から施行する。